

関係各位

静岡県中学校テニス連盟  
会長 村上紀彦

## 令和5年度 第76回 静岡県中学校総合体育大会テニス競技について

日頃は、中学生テニス発展のためご尽力賜りありがとうございます。今年度から静岡県中学校体育連盟に加盟し、7月には静岡県中学校体育連盟テニス競技部の運営により静岡県中学校総合体育大会テニス大会が実施されました。大会運営にご尽力・ご協力いただいた関係各位に厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度の静岡県中学校総合体育大会から、地域スポーツ団体（テニスクラブ）の参加がテニス競技においても認められることとなりました。それにともない、申込み方法などが今年度と異なります。申込みおよび大会参加について、下記の点ご留意いただき、円滑に行われるようご理解、ご協力をお願いいたします。

## 【大会への参加について】

- ①個人戦と団体戦のある種目は、個人戦のみ大会参加を認め、団体戦の参加は原則できません。
- ②地域スポーツ団体（クラブ）から参加する場合は、静岡県中学校体育連盟への加盟申請が必要となります。加盟申請の詳細については、別紙「静岡県中学校体育連盟地域スポーツ団体（クラブ）加盟規定」をご確認ください。加盟申請の時期は令和5年4月1日から4月30日となります。
- ③大会に参加できる地域スポーツ団体とは、下記の条件を全て満たしている団体となります。
  - ・令和4年11月14日に日本中体連から発出された「全国中学校体育大会開催基準 9 引率監督参加資格の特例」（参考資料1）に記載されている内容を遵守していること。
  - ・各競技団体の協会や連盟に登録されていること。
  - ・年間を通じて、成人の指導者が日常持続的（週単位）に指導し、練習していること。
  - ・チームや団体として規約があり、募集要項やホームページ等で公募していること。
  - ・各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。
- ④ダブルスについては、これまで通り、同一校に所属している選手同士のペアでなければ出場できません。
- ⑤地域スポーツ団体（クラブ）から申込みをして、大会に参加した場合でも、上位大会である東海中学校テニス連盟主催で行っている東海大会および全国中学校テニス連盟主催で行っている全国大会が学校名での参加となっているため、県大会においても選手の所属については「学校名」を使用します。そのため、地域スポーツ団体（クラブ）から大会に参加する際に学校へ提出する「様式5」の提出は不要となり、地域スポーツ団体（クラブ）からは「様式4」のみを各学校へ提出することとなります。（「様式4」、「様式5」については、別紙参照。）
- ⑥令和5年度の地域スポーツ団体（クラブ）の参加に向けて、2月28日までに「参加仮申込み」が行われます。参加意志のある地域スポーツ団体（クラブ）は静岡県中学校体育連盟のホームページの「クラブ関係」という箇所をクリックし、表示された画面の「仮申込み」という箇所をクリックして手続を行って下さい。申し込まれた内容をもとに、各種大会の運営を進めていくため参加意志のあるクラブは期間内に確実に申込みを行ってください。

## 【申込みおよび引率について】

- ①申込みについては、静岡県中学校体育連盟への加盟申請を行い、加盟が認められた地域スポーツ団体（クラブ）については、各クラブから申込みを行って下さい。
- ②地域スポーツ団体（クラブ）から申込みをした選手の引率は、地域スポーツ団体（クラブ）が責任を追って下さい。
- ③中体連の負担金については、選手の所属校から支払いをしてもらいます。選手を通じて学校に参加の意思が伝わるようお願いいたします。

### 【その他】

- ①令和5年度については、昨年度実施した「参加希望調査」は行いません。
- ②令和5年度は、大会日程を3日間、会場を1会場で行うために、シングルスについては東中部地区および西部地区の地区予選を6～7月中に実施します。（ダブルスと団体戦は予選会なしのオープン参加とします。）
  - ・各地区からの県大会出場人数は、東中部16人、西部8人の合計24人とします。
  - ・5月に発表される（4月末日締切）静岡県テニス協会ジュニアポイントランキング上24名の選手については予選を免除します。
  - ・予選の参加地区については、地域スポーツ団体（クラブ）の所在地ではなく、参加選手の所属校の地区予選に参加してください。

\*何か不明な点がある場合には、下記担当者にクラブ代表者がメールにてお問い合わせ下さい。選手個人や保護者からの問い合わせはしないようお願いいたします。

担当：静岡英和女学院中学校 山北 力  
(静岡県中学校体育連盟テニス競技部長)  
MAIL：[yamakita@shizuoka-eiwa.ed.jp](mailto:yamakita@shizuoka-eiwa.ed.jp)

## 静岡県中学校体育連盟地域スポーツ団体（クラブ）加盟規程

（目的）

第 1 条 この規程は、静岡県中学校体育連盟規約に基づき、「地域スポーツ団体（クラブ）」（以降クラブ）の加盟に関し、必要な事項を定めるものとする。

（加盟団体）

第 2 条 静岡県中学校体育連盟に加盟を希望するクラブは、次の要件を具備しなければならない。

- (1) 静岡県中学校体育連盟・支部中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- (2) 各競技団体の協会や連盟に登録されていること。
- (3) 日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
- (4) 平成30年3月スポーツ庁が発出した『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』の[2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日等の設定]を遵守していること。
- (5) 体罰やハラスメントについてクラブ内での規則が有り、適切に運用されていること。
- (6) 所属する中学生が原則、静岡県内の中学校の生徒であること。
- (7) 予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- (8) 大会参加に際して、クラブにおいては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- (9) 静岡県中学校体育連盟・支部中学校体育連盟の必要な求めに応じ、各種会議を通して決定したことに従うこと。
- (10) 決められた期日までに必要書類を、クラブ支部競技部長を通じ静岡県中学校体育連盟に提出すること。

（参加申請）

第 3 条 加盟希望のクラブは、次の事項を記載した加盟登録申請書を、静岡県中学校体育連盟に提出しなければならない。

- (1) 静岡県中学校体育連盟加盟登録申請書【様式 1 クラブ登録】
  - (2) 地域スポーツ団体（クラブ）指導者名簿【様式 2 指導者名簿】
  - (3) 地域スポーツ団体（クラブ）生徒名簿【様式 3 生徒名簿】
- また、下記の書類を選手の所属中学校に提出しなければならない。
- (4) 申込確認書【様式 4 申込確認書】
  - (5) 「学校名」での大会参加依頼書【様式 5 大会参加依頼書】・・・必要な場合のみ

（脱退）

第 4 条 加盟団体として著しく不相当と認められるに至ったときは、理事会の議決を経て、これを脱退させることができる。

（附則）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

# 静岡県中学校体育連盟

## 加盟登録申請書

令和 年 月 日

静岡県中学校体育連盟 会長様  
 ( ) 支部中学校体育連盟 会長様

クラブ名	※ 略さず、正式名称をご記入ください。
種 目	(男子・女子・男女)

(該当項目に レ 点を入れてください)

- ( ) 連盟・協会に登録しています。
- ガイドラインの「適切な休養日等の設定」を遵守し活動しています。
- 静岡県中学校体育連盟地域スポーツ団体（クラブ）加盟規程を遵守します。

上記項目を約束し、

静岡県中学校体育連盟・( ) 支部中学校体育連盟に  
 加盟登録申請をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

記

### 代表者の連絡先

フリガナ				(男・女)	勤務先	
代表者	Ⓔ				TEL	
住 所	〒					
電話番号	自宅		FAX		携帯	
E-mail アドレス	@					
	このE-mailの管理者名					
団体ホームページ	http://www.					
	このホームページの管理者名					
緊急連絡先	①			②		

※ ご記入いただいた個人情報は、当本部の事務連絡のみに使用し、第三者には公表いたしません。

※ 4/1～30の期間に、クラブ支部各競技部長へ提出してください。



## 地域スポーツ団体（クラブ）生徒名簿

令和 年 月 日

クラブ名		種目	
------	--	----	--

代表者名	⑩	No.	
------	---	-----	--

No.	氏名	性別	中学校名	学年	学校の部活所属	個情	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

\*3学年分4/30までにクラブ支部各競技部長へ提出（1年生の分が間に合わない時は、1年生の分だけ  
5/20までに追加で提出）

\*足りない場合はNo.2以降へ記入してください。

\*新聞報道並びにホームページにおける個人情報の公開に同意が得られない場合は「否」を記入

## 申込確認書

クラブから生徒を通じて中学校へ提出する（締め切り4/30必着）

作成日： 令和 年 月 日

（ ） 中学校長 様

クラブ名	（種目名： ）
責任者氏名	
連絡先電話番号	

下記に示した貴校所属生徒の申し込みは当クラブが責任を持って行います。

No.	年	組	性別	氏名	中学校名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

【中学校記入欄】

受領日： 令和 年 月 日

担当者：

---

## 「学校名」での大会参加依頼書

クラブから生徒を通じて中学校へ提出する（締め切り4/30必着）

作成日： 令和 年 月 日

（ ） 中学校長 様

クラブ名	※略さず、正式名称をご記入ください。
責任者氏名	
連絡先電話番号	

下記に示した当クラブの選手を、「学校名」での大会参加をお願いします。

そのため、大会への申し込みを依頼します。

No.	年	組	性別	氏名	種目
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

\*引率・監督については、普段から練習を見ている「外部指導者（コーチ）」が行うが、やむを得ない事情がある場合は、クラブと中学校の担当者が相談して協議・決定すること。

【中学校記入欄】

受領日： 令和 年 月 日

担当者：



令4日中体発第309号

令和4年11月14日

都道府県中学校体育連盟会長様

(公財) 日本中学校体育連盟

会長 平井 邦明

(公印省略)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より本連盟の事業に対し、ご協力、ご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、令和5年度全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加について、本年6月に参加資格の特例を発出いたしました。一部内容を改定いたしましたのでお知らせいたします。

## 記

「全国中学校体育大会開催基準 9 引率監督 参加資格の特例」に下記を追加し、参加資格とする。

### ◎地域スポーツ団体等に所属する中学生

(1) 地域スポーツ団体等に所属し、都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

(2) 全国中学校体育大会に参加を希望する地域スポーツ団体等は以下の条件を具備すること。

#### ① 全国中学校体育大会の参加を認める条件

ア (公財)日本中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒であること)。

ウ 地域スポーツ団体等にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。

エ 『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』(平成30年3月スポーツ庁発出)の「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日等の設定」を遵守していること。

オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること(登録費については、都道府県中学校体育連盟の方針による)。

カ 都道府県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域スポーツ団体等で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

#### ② 全国中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

ア 全国中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 全国中学校体育大会参加に際して、地域スポーツ団体等においては、責任ある代表者・

指導者が生徒を引率すること（引率細則は適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 全国中学校体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

③ 参加を認めない場合

ア 全国中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。

※4 （2）オ 改定（令和4年10月25日理事会決定）

## 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン抜粋

(平成30年3月スポーツ庁発出)

### 「 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 」

・生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

・スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

### 「 3 適切な休養日等の設定 」

・学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。